

令和7年 第6回八雲町議会全員協議会会議録

令和7年5月8日 議員控室

○事 件

町長報告事項

- (1) 名誉町民の推挙について (総務課)
- (2) 新庁舎の建設事業について (新庁舎建設推進室)
- (3) 職員の懲戒処分について (総務課)

○出席議員 (13名)

議長	千 葉 隆 君	副議長	黒 島 竹 満 君
	赤 井 睦 美 君		佐 藤 智 子 君
	横 田 喜世志 君		斎 藤 實 君
	関 口 正 博 君		宮 本 雅 晴 君
	倉 地 清 子 君		三 澤 公 雄 君
	安 藤 辰 行 君		牧 野 仁 君
	大久保 建 一 君		

○欠席議員 (1名)

能登谷 正 人 君

○出席説明員 (8名)

町長	岩 村 克 詔 君	副町長	成 田 耕 治 君
総務課長	竹 内 友 身 君	新庁舎建設推進室次長	吉 田 正 樹 君
総務課主幹	山 本 貴 志 君	人事厚生係長	長谷川 佳 洋 君
企画係長	右 門 真 治 君	財務課長	川 崎 芳 則 君

○出席事務局職員

事務局長	野 口 義 人 君	事務局次長	藤 原 悟 史 君
庶務係長	千 代 貴 大 君		

[開会 午前 10時00分]

◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） 皆さん、おはようございます。それでは早速全協を開催いたします。

◎ 町長報告事項

○議長（千葉 隆君） それでは早速、町長報告事項ということで（1）名誉町民の推挙についてを御報告願います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） おはようございます。それでは、名誉町民の推挙につきまして、私から説明を申し上げます。

この度名誉町民として推挙したい方は、皆さんご承知のとおり、ご当地のハーベスター八雲を運営する株式会社デルソーレ代表取締役CEOの大河原毅氏であります。1988年9月のオープン以来、37年を迎えるハーベスター八雲は多くの町民から親しまれ、全道、全国的にも知名度が高く、食と景観を楽しむことができる町を代表する観光拠点となっております。

また、噴火湾パノラマパークのオープンには、ハーベスター八雲の魅力やその相乗効果が期待され、実現したと言っても過言ではありません。

この間、大河原氏は、食の安全、安心の礎となるハーブ鶏の研究、開発を進め、この八雲の地から国産初となるハーブ鶏を誕生させることに成功したほか、地元農家との連携して八雲野菜グループ協議会を設立し、健康な野菜の提供や地産地消を進め、食の安全性や自然と人間のふれ合いといった、食の根底にかかわる課題に取り組んでこられました。

大河原氏の、八雲町のために、という愛情と情熱は、様々な機会で見現化されており、食を通じた八雲町PRをはじめ、上智大学との連携協力や町民との交流など幅広い分野にわたり、ご支援とご協力をいただいているところでございます。

このような大河原氏の八雲町に対する数々のご功績から、八雲町開町20年に合わせて、名誉町民として推挙したく、第2回定例会において同意議案を上程させていただき、議員各位のご賛同を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） それでは私から、若干資料につきましてご説明させていただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。

名誉町民に関する規定は、八雲町名誉町民条例で定められており、資料の5ページに条例を付けておりますので、詳細は後ほどご確認いただきたいと思いますと思いますが、主な内容としては、2の名誉町民とは、広く地域社会の開発振興及び産業文化の興隆並びに公共の福祉の増進又は社会公益上に多大の寄与貢献をなし、その功績が顕著である本町住民又は本町に縁故の深い者と定義されており、3の名誉町民の決定には、議会の同意を得る必要があります。

また、4に名誉町民の特典及び待遇を記載しております。次に5では、過去における名誉町民を記載しております。旧八雲町の第1号は、徳川義親氏、第2号は元町長の田仲孝一氏、第3号は元議会議長の久保田正秋氏で、旧熊石町においては、元町長の赤泊茂松氏となっております。

2ページについては、町長から説明申し上げた内容と重なりますので割愛させていただきます。

また、3ページは大河原氏の経歴を載せておりますのでお読取りいただきますようお願いいたします。

以上、資料の説明とさせていただきます。

○議長（千葉 隆君） 今ご説明いただきました、名誉町民の推挙について第2回定例会へ上程する予定とのことで、ご説明がございました。

このことについて、皆さんの方から質疑を受けて参りたいと思いますが、何かございませんか。

○議員（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○議員（倉地清子君） おはようございます。今、名誉のある者を決めるっていうことで、歴代なことを見せさせていただいたんですけども、この大河原さんっていうのがさっき町長がご説明した通りすごい功績の方だということもわかりますけども、この当のご本人というのは、どのような受け止め方をしてくれてるのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） はっきりまだ大河原さんには伝えてませんが、今回全員協議報告したのちに正式にお伝えしようということで考えてますけども、ある程度正式じゃありませんけど、軽く言ったときは、大変重要なことだし自分としても、そういうことであればお受けしたいということをおっしゃってましたが、正式でないということでまだ正式にこれからの後に要請をするということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員さん。

○議員（大久保健一君） すいません。私もみんなそうだと思うんですけど、経験のないことなのであれなんですけども、第4条の実際お金がかかってくるのはこの辺だと思うんですね。

第4条の（2）と（3）死亡の際における相当の例を持ってする弔意と、3番のその他必要と認める得点または待遇ってあるんですけど、これはどういうふうに考えてるのでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） まず相当の例をもってする弔意ということでございますが、過去に受賞されている元町長に関しては、お亡くなりになった場合には町葬という形をとってございます。

それから、その他必要と認める特典、待遇というのは、記載してはございますけども、過去においては、特にこれにのっとってやったっていうことは記録にはございませんので、考えるとすれば（1）の町の公式の式典への参列。これについてのご招待とか、そういった部分が上がってくると思います。

また相当の例をもってする弔意に関しましては、例えば町民であれば町葬というものはあるかもしれませんが、今回推挙する予定の大河原さんについては、町葬というよりはそういう会社の絡みもありますので、町葬までは今のところはちょっと考えにくいのかなというようなことを。

(何か言う声あり)

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保委員さん。

○議員（大久保健一君） であれば特別なお金の手立てっていうか、そういうものはないって考えていいんですね。わかりました。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 付け加えますと、大河原さんは皆さんご存知の通り、ハーベスター八雲の代表もやってますし、さらに子供がいないということで本人は先ほど言ったとおり、今のところお金に困ってるわけじゃありませんので、町葬だとかそういうことは考えてないし、今までも皆さん知ってる通り、バスのラッピングだとか、さらに会社としての多額の企業の寄付をいただいておりますので、お金については町としたら出そうということは思っておりません。

ただ大河原さん、八雲にすごい愛着を持っているということで今現在 80 歳ということでありますので、なかなかこれからも八雲町がお金出してくてもらうということをないと考えてますし、町として多額のつて書いてますけど、そういうことは考えてないってことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（千葉 隆君） 久保田議長さんのお宅に私何回かお邪魔したことあるんですけども、奥さんがちょうさんって言って、そこの居間にここの半分くらいの銅像みたいなあったような記憶があるんですけど、個人で銅像作ったような感じはしないんですけども、当時の記録が合併前ということであれなんだけど、単に名誉町民の称号なのか、ある程度過去にそのくらいの部分を想定してたんじゃないかな。実際に見てるから、自分で銅像作らないと思うんだよね。

だから、一定程度の名誉町民にふさわしい、何らかの特定っていうふうに表現してるけども、何らかの証みたいなのは考えて今までもあったような感じはあるんじゃないかなと思うんで、その辺は何もないっていうことにもならないんで、逆に名誉町民としてするのであれば、町長さんが言うように彫像をするわけでもない、何もするわけでもないとしたら何もないっていう話になるから、その辺ちょっと考慮する部分があるのかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

(何か言う声あり)

○議長（千葉 隆君） 三澤議員も。

○議員（三澤公雄君） 僕も見たことあるし、うちのじいさん道議会から胸像を贈られてて、じいさんの顔を見たことない僕らにとっては、それが変な話、その生前の姿を見る機会でもある。

今お子さんがいらっしゃらないって言いましたけども、そういった功績を認めて名誉町民にするのであれば、デルソーレさん含めて、何ていうかな。周りにいる人たちが姿をいつまでも見られるっていう意味で、町の方でそういうのを変な話、それ亡くなったことの事だからさ。

準備しとくっていうのもこれ昭和のある時代そういうことがポピュラーだった時代だったと思うんですよ。今はないかもしれないけど、逆にそういうことの方が八雲町さんありがたいっていうかさ、デルソーレっていう会社にいつまでも八雲のことを思ってもらえるっていう意味で、ちょっ

と言われる前に考えておくっていうアイデアとしては、議長のアイデアを素晴らしいなと思って。

○議長（千葉 隆君） ただ銅像がいいってことじゃなくて。そういう特典があったんじゃないかって言ってるだけの話だからね。

○議員（三澤公雄君） これ面白いな。

○町長（岩村克詔君） 議長さん並びに三澤さんの意見もありますので、銅像というのはちょっと考えにくいんです。あくまでもですね。

○議員（三澤公雄君） 胸像ね。こっから上。

○町長（岩村克詔君） 町から名誉町民という、なんだろうな。

（何か言う声あり）

○町長（岩村克詔君） 賞は出します。ただ、私が考えるこれから我々はその町が北海道に対していろんなことをやるよりは、大河原さんのほうがいろんなことが来るんじゃないかっていう大きな期待をしながら先ほど言ったとおり大河原さんがハーベスター、八雲町を自分の故郷のように今も思ってるかなんで子供もいらっしやらないので、そういうことを含めて、大きなものでなくても皆さんの意見をいただきながら、そのようなお金がかからないような、お金かかるのであれば、また議会とも相談して進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○議員（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井議員。

○議員（赤井睦美君） 多分、町長は常に大河原さんと仲良くされてるから本当にその人柄とかもよくわかってると思うんだけど、一般町民にするとどうして町民でもない人がそうなのっていう反応の方が多からね。なぜこの方なのかっていう、今おっしゃってた八雲に対してすごく思い入れが深いんだとか、そういうことをきちんと伝えないとただ町広報に名誉町民になりましたって書くだけだったら、へーで終わってしまっ、先ほど町民との交流をしてるっておっしゃってましたけども、ほとんどの人は知らないと思うんですよ。役場関係以外は。

だから、やっぱりハーベスターだけをピックアップするじゃなくて、なぜ八雲町とそんなに深い関係で名誉町民賞を贈らなきゃいけないのかっていうところをもっとわかりやすく、それならそうだよって思うような説明を町民に向けてしていただきたいと思います。それはどんな方法でも構わないので、よろしく願います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員からそういう意見がありましたので、これから名誉町民を盛況しながら、さらに大河原さんの実績等々をわかるようなかたちで町民に示していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（千葉 隆君） 他にいいですか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ないようですので、次の（２）新庁舎の建設事業について報告をよろしく願います。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） 議長、新庁舎建設推進室次長。

○議長（千葉 隆君） 新庁舎建設推進室次長

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） おはようございます。前回1月16日の全員協議会にて、設計内容の見直し検討案3案について説明をさせていただいた後、議会内部での協議を経て、検討案1で見直しを進めることとしてご意見をいただいたおりましたが、3月末で実施設計が完了いたしましたので、その概要について お手元に配布の資料により説明をさせていただきます。

説明資料については、これまで報告済みの物は省略させていただき、変更があった部分のみの報告とさせていただきますので、ご了承願います。

2ページの1番、建物概要について説明いたします。

(1)面積等についてですが、①敷地面積は庁舎と駐車場部分を合わせて約2万468㎡となります。前回報告時点では約2万2千㎡の予定でしたが、外構の一部を今後実施する庁舎周辺整備事業の中で整備することとしたため面積が縮小となっています。

②庁舎延床面積は約6,147㎡で、前回報告時点から3㎡縮小となっています。各階の内訳については記載のとおりです。

③主な用途別面積は、執務室エリアが3,435㎡、保健センターエリアが970㎡、公民館エリアが1,742㎡となっています。

④構造及び階数は、当初の予定通り鉄骨造、3階建てとなっています。

⑤付帯施設については、事業費抑制のため実施設計の中で見直しを行い、公用車4台分の車庫と洗車場所を兼ねたカーポートを整備することとしています。

(2)機能等についてですが、①町民利用の部分については、これまでも説明していたとおり、公民館エリアの多目的交流スペースや大屋根広場のほか、子育て広場や議会傍聴ロビーを整備し、町民が自由に利用いただくことを想定しています。

②環境への取組として、庁舎で使用する一次エネルギーを75%削減したNearly ZEB仕様の庁舎とし、約237kwの太陽光発電パネルと、49.6kwhの蓄電池を整備することとしています。このことにより、二酸化炭素の排出抑制につながり、ゼロカーボンの取組にも資することとなります。

災害時の対応として、315kVAの非常用発電機を備え、停電時でも災害対策本部及び要配慮者の一時避難場所となる部屋へ72時間の電力供給が可能となります。

また、太陽光発電パネルの設置により停電時でもEV自動車への充電及び一時避難場所となる公民館エリアの1・2階の各部屋へ電力供給が可能となります。

(3)外構については、庁舎正面に来庁者駐車場を296台分、内車いす使用者用5台分を整備することとし、公用車・職員用駐車場は建物の南側に114台分を整備します。

次に資料3ページをご覧ください。建物外観イメージパースをご覧ください。

前回、議会より見直しの要請を受けて、大屋根を支えるリブの表面を木材から木目調のアルミ素材へ変更したイメージ図となります。

資材を木材からアルミに変更したことにより建設費が若干増となりましたが、下段の図のように南側のリブについては屋根を支える構造ではなかったため、この分をやめることにより経費の削減を図ることといたしました。

軒裏につきましては、設計事務所と協議をしながら耐久性について検討を行い、以前説明させていただいたK4相当の防腐処理を施した町産の杉を使用することとしました。

次に、資料4ページ、配置計画をご覧ください。

黄色の枠に水色の塗りつぶしの所が庁舎で、その北側、青枠に緑の塗りつぶしの所が来庁者駐車場、南側、緑の枠にピンクの塗りつぶしの所が公用車と職員用の駐車場となります。赤枠に水色の塗りつぶしの所は、4台分の車庫とカーポートを配置しています。茶色の塗りつぶしの場所が太陽光発電パネルの設置予定場所で、今後取得を予定しています。

次に、資料5ページ、事業費・財源計画について説明させていただきます。

総事業費は約68億2千万円を見込み、内訳として庁舎建設費約50億4千万円、公用車車庫約3千万円、外構工事費約3億4千万円、工事監理費約6千万円、もう既に完了しております、病院建物の解体工事費約5億9千万円の他、設計費や旧養護学校改修費、備品購入費、移転費用、情報ネットワーク構築に係る経費を含め約7億6千万円を見込んでおります。

庁舎建設工事費については、3月末の実設計画完了時点から入札時までの間に工事単価の改定が予想されますことから、その分も考慮した事業費を記載しておりますので、改定率によっては事業費が変動する可能性がありますので、ご理解いただければと思います。

財源についてですが、Nearly ZEB 認証を取得することによってZEB対応に係る国庫補助金約3億5千万円の交付を見込んでおり、6月に事業選定のための公募が行われる予定で、8月頃結果が出る予定です。

起債は、合併特例債、緊防債、過疎債を合わせて約54億5千万円を見込んでおります。

残りの10億2千万円が一般財源となります。

補足として、下段の枠内に書いているとおり、起債元金54億5千万円については、利息とともに今後返済していくこととなりますが、その元利償還金の7割は国の交付税で措置されますので、元金に対する実質的な町負担金は約16億4千万円となります。

最終的な町からの持ち出し金額としては、約26億6千万円となる見込みです。

次に資料6ページ、事業スケジュールをご覧ください。

庁舎建設工事については、先ほど説明させていただきましたZEB補助金の関係で、8月の内示以降でなければ入札公告ができないため、着工は11月中旬となる見込みです。

着工が11月中旬ということで、すぐに降雪期となることから、今年度は太陽光パネルと架台の納入までを予定しています。基礎工事については雪解け後となる予定ですので、実質20カ月程度での建設を予定しています。

建物の竣工は令和9年11月末、外構工事は同12月の完了予定となっております。

建物の完成後、情報ネットワーク構築や防災無線等の移設を行い、令和10年5月の連休明けに新庁舎での業務開始を予定しています。

最後に、議会にかかわる予定についてですが、6月定例会に庁舎建設工事に係る経費の補正予算の提出を予定しております。

また、工事費用の予算提出に伴い、あらかじめ役場庁舎の位置を宮園町128番地1に変更するため、条例改正案の提出を予定しています。

この庁舎の位置を変更する条例改正は、出席議員の3分の2以上の賛成が必要となる特別多数決議決によることが地方自治法により定められており、より重要な議案であることから、工事着工前に皆様の承認を得ようとするものであり、条例施行の時期を別途規則で定めることとしております。

議員選挙の改選後となる見込みですが、11月に工事契約の締結について議案提出を予定しております。

新庁舎建設事業の説明については以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） それでは新庁舎建設事業について報告をいただきました。このことにつきまして、皆さんの方から質疑を受けていただきたいと存じます。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○議員（佐藤智子君） ちょっと言葉のことでわからないのがあったので教えていただきたいんですけども、3ページのところでけいこう相当とかって言ったような気がするんですけども、もう一度説明してもらえますか。ちょっと聞き間違いかもしれない。すいません。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） 議長、推進室次長。

○議長（千葉 隆君） 推進室次長。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） K4っていう塗装の段階がある。K、ワンツースリーフォーの。

○議員（佐藤智子君） あ、K4。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） はい。一番いい段階のこと。すいません、はい。

○議員（佐藤智子君） それはどういう段階のものなんですか。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） 議長、推進室次長。

○議長（千葉 隆君） 推進室次長。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） 以前ですね、熊事務所の方から説明に来られたときに皆さんには資料提供してたかと思うんですけども、4段階あるうちの良いものというところですね。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 他に。

○議員（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○議員（倉地清子君） 先ほど4ページですけども、配置計画で太陽光発電パネルの設置予定地としてこれから取得する予定ということでしたから、（聞き取り不能）土地はなかったんですね、これからで。では事業費の財源計画の部分で、その収益24.5億円ということが町のことになってますけど、含まれてるんですか。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） 議長、推進室次長。

○議長（千葉 隆君） 推進室次長。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） すいません。土地については、国有地になっていまして価格についてはちょっとまだ示されていないところなんですけども。ということで総事業費には含まれていない状況。

○議員（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○議員（倉地清子君） また、このことは示されることになるんですね。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤議員。

○議員（三澤公雄君） 3ページのイメージ図で、下の図、南側の図ってのがこれは初めて示されるようだと思うんですけど、絵としてね。

これは町民にもし見せるとしたら、南側は北国の住宅だと、どうしても窓を多く冬の日差しを十分に入れるとか、そういうようなイメージだけど、今回は全部っていうエネルギー全体のものを考えて、夏の冷房のことも考えて窓を少なくしたという説明は僕らは聞いてるんですけども。

この図をまた野放しで出しちゃうと、あらぬ悪い噂が増えるとも思うんで、十分その例えば全部を使ったときの計算値だとか、だから日差しが取り入れたときのプラスマイナスも含めて何かそういうふうに数字的な根拠と一緒にこの図と出すなら問題ないと思うんですけど、この図だけ一人歩きするとなんかちょっと今までの北国住宅の考え方とは安易でない部分があるんで、その辺をちょっと心配してるんですけど、どうでしょう。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今三澤議員おっしゃるように、この内容ですね。数値的な部分も示してということで実施設計が終わりましたので一応出さなきゃないなと思ってます。その際に、そういったことも含めて、記載してやってみたいなと思います。

○議員（三澤公雄君） お願いします。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○議員（斎藤 實君） はい。

○議長（千葉 隆君） 斎藤委員。

○議員（斎藤 實君） 太陽光パネルなんですけれども補助金が3億5,000万ついてるんですけども、これの金額でこれ自体は間に合うものなんですか。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） 議長、推進室次長。

○議長（千葉 隆君） 推進室次長。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） 今回ZEBの補助金を使いまして、この再生可能エネルギーの導入なんですけれども、建物の断熱性とかも全部含めた金額になりますが、事業費として11億ぐらいかかる見込みです。

本来補助金2分の1で上限5億だったので5億円を見込んでいたんですけども、全国的にこういう事例が多くなってきて、補助金の率がちょっと下がってきているということによって、今回3億5千万円程度上げると税率が下がるんじゃないかという見込みになっています。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員さん。

○議員（大久保健一君） はい。来庁者用駐車場が一時避難場所になるっていうことで書いてたんですけど、前説明を受けたときは、避難所に活用するときの何かしつらえ、例えばマンホールトイレだとかそういったものを考えるようなことを言ってたと思うんですけど、何かそういうものって考えてあるんですか。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） 議長、推進室次長。

○議長（千葉 隆君） 推進室次長。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） はい、すみません。マンホールトイレご意見いただいておりましたけれども、今後庁舎の周辺整備計画する部分とあと養護学校の体育館を今後避難所として整備する中で、そういった屋外にマンホールトイレ設置とか、そういったところを検討していくということで、庁舎とはちょっと切り離して今考えている状況ですので、よろしくお願ひします。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○議員（牧野 仁君） はい。

○議長（千葉 隆君） 牧野議員。

○議員（牧野 仁君） ちょっと教えてください。町民から言われてる大屋根の部分なんですけども、この部分についていろいろ見直しましたけども、今後の話だと答えられる範囲でいいんですけども、どうしても木を使うんで痛みはちょっと出るんですけどもう10年後20年後になるかはわかんないんですけども、修繕費の部分でおよそどのぐらい予算見込めば、これをまた再度復活できるのか、化粧直していうんですか。

どの辺のことを考えてるか教えてください。答えられる範囲でいいんで。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） 議長、推進室次長。

○議長（千葉 隆君） 推進室次長。

○新庁舎建設推進室次長（吉田正樹君） 今回アルミに変えてからのメンテナンスっていうのは今とってないんですけども、元々全部木で整備するとしたときのメンテナンスとして、20年に1回2,000数百万程度のメンテナンスってことで聞いておりました。

それよりもアルミの部分はもう、特に手を加えなくても痛むということはないので安くなる見込みです。

○議員（牧野 仁君） わかりました。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○議員（関口正博君） この大屋根の活用についてちょっと改めてお伺ひしたいんですけど、そもそも我々議会は、この大屋根あるってことで当初示されて、それがこれからの様々な公的な施設の集約だとか、ここをイベントに使うだとかっていうことで説明を受けながら我々来てて、ただどうしてもこのデザイン的にそこばかりが注目されることになってしまったんですけど、これからいよいよかにして活用するかってことを考えたときには、この外構部分の大屋根部分っていうのはまだ何も考えられてないのかな。色付いてない部分でいいんですか。

この大屋根をいかにして活用するかってことを考えたときには、せめてこの部分の外構っていうものは何かしら整備しておいた方がいいのかなって気がするんですけど。

○議員（三澤公雄君） 大屋根の下。

○議員（関口正博君） 大屋根の下ですよね。それとその周りっていうのですかね。そのようなことというのは何か考えてることってあるんでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） まず周辺整備の件については、今ほとんど空白になっております。警察だけは決まってるっていう形なんですけども、この辺徳川公園との活用も含めて、またどういっ

たものが想定されるかっていうことを検討するために、もう一回計画っていいですか、そういったものを作る予定でいます。それを来年度以降考えたいと思います。

それから大屋根の下の活用ですけれども、今現在具体的に何を想定してるかっていうのがまだ持ち合わせていないんですけども、やはり公民館部分の方の下になりますんで、やはり人が集う場ですとか、何かのイベントですとか、そういった催し物を積極的にやれるようなスペースとして、町民の皆さんに活用いただければなというふうに僕らとしては思ってますけれども、何かそういったものも意見も聞きながら進めてまいりたいなと考えております。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口議員。

○議員（関口正博君） 先ほど申し上げたように、そもそもこの大屋根にしたってというのはそういうことであると思いますから、これからもそういうような活用をしやすいようなものを整備していただいて、こういうふうにしてよかったなって思われるようなものにしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（千葉 隆君） 他に。

○副議長（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○副議長（黒島竹満君） 建物のさ、車庫側の方の屋根の三角の屋根さ。これ駐車場側と同じような2階の屋根ってできないの。なんかこっち側だけ三角でさ。あまり。

（何か言う声あり）

○副議長（黒島竹満君） 駐車場側の2階の屋根と3階の屋根かな。車庫側の方の屋根と形が違うよな。

（何か言う声あり）

○副議長（黒島竹満君） 形が三角になって、ここ三角。

（何か言う声あり）

これが車庫側の、この三角の屋根を付けないと駄目なの。

（何か言う声あり）

○副議長（黒島竹満君） 同じような形。なんでこれ三角なの。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） や、ちがう。副議長が言うのは切れってことじゃなくて、同じ高さで揃えた方がいいんでないって。

（何か言う声あり）

○副議長（黒島竹満君） 駐車場側の屋根と同じような格好にできるんでないかって思うんだけど。

○議員（赤井睦美君） 前回、安藤さんも言ったやつ。

○議員（安藤辰行君） 前言って却下だった。却下だから、実施設計上がったんだ。言ったべや、ここで俺。裏もこういう屋根で、前と同じような高さになんねえのかって。そうだねって町長も言ったけど、結局却下だった。なってねえからな。

（何か言う声あり）

○議員（牧野 仁君） なんか理由あんだべね。我々にはわからない。

（何か言う声あり）

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 実施設計が終わっちゃってるんで、業者の方にそういった意見もあるんだけど、実際これを上げて理由って何なんだろうかというようなことも含めて確認したいと思いますんで。

○副議長（黒島竹満君） 東側の方と同じ形で持っていったらと思うんだ。

○総務課長（竹内友身君） 改めてちょっと。

○副議長（黒島竹満君） けどもそれこそ、北側の方と同じような格好で持っていけるんじゃないかなと思うんだよな。

○議長（千葉 隆君） 正面がその高さだからそのレベルでずっとまわせっちゃうのと。わざわざ南側の裏側だけ3階の方までいったらよっちゃうことです。

○議員（牧野 仁君） サイロみたい。

○議員（赤井睦美君） サイロ。

（何か言う声あり）

○議員（安藤辰行君） まるっきりサイロだっけや。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今の黒島議員おっしゃった内容を含めて1回確認して、業者には可能かどうかも含めて検討していきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 他に。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） なければ、新庁舎の建設事業については報告を終わります。

それでは（４）職員の懲戒処分について報告をということで、これについては事前に職員は解決で、既に行われていることについて全協で内容については説明するということです、今日に至っております。では、報告の方よろしくお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 職員の懲戒処分につきましては、時間外勤務手当の不正受給に関するものであり、詳細は、このあと担当から説明いたしますが、まずもって、行政に対する町民からの信頼を失う結果となったことに、深くお詫びを申し上げる次第であります。

誠に申し訳ございませんでした。

○総務課主幹（山本貴志君） 議長、総務課主幹。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（山本貴志君） それでは私の方から、時間外勤務手当不正受給について、資料に沿ってご説明いたします。資料をご覧ください。

1の概要ですが本件は、本庁に勤務する主任職員による、時間外勤務手当の不正受給が判明したものであります。

次に、2判明の経緯について説明いたします。

総務課人事厚生係が行う、毎月の時間外勤務手当の算定事務において、該当職員の実態の時間外の勤務状況に比べ、算定する時間外勤務手当が多いことに疑念があったため、令和6年11月27日に該当職員の直近2週間のパソコンログ及び当直管理の入退庁記録を調査した結果、勤務実態が無いにも関わらず、勤怠システムの出退勤の時間を修正していたことが判明。

その後の調査で、勤怠システムが導入された令和5年1月1日以降のパソコンログ及び当直管理の入退庁記録を付け合わせた結果、全体で135件399,680円を不正に受給していたことを確認いたしました。

次に3不正内容ですが、主な不正内容として

- ① 時間外開始時間の調整に伴う不正
- ② 出勤・退勤時間の修正に伴う不正
- ③ 時間外勤務実態無しに伴う不正、であります。

①～③について、1日づつ該当日を抜粋しどのような行為があったのか、ご説明いたしますが、内容説明の前に表の見方についてご説明いたします。

表の上段をご覧ください。

左から、日付及び曜日の欄は、不正を行った日及び曜日を記載しております。

次に、勤怠システムの出勤・退勤の欄は、本人が勤怠システムに登録、又は修正した出勤・退勤時間になりますが、出勤時間は、この日最初に出勤した時間、退勤時間はこの日最後に退勤した時間を登録する仕様となっており、中抜け時間は管理しておりません。

次に、当直管理の入庁、退庁の欄は、平日の勤務終了後及び土日祝日の閉庁日に、職員玄関側に当直管理人を配置し、職員等の入庁・退庁を管理しておりますが、該当職員の入庁・退庁記録を記載しております。

次に、時間外手当時間の出勤・退勤の欄は、該当職員が勤怠システムに時間外申請を登録し、時間外手当として受給した時間になります。

次に、勤務実態が確認できない時間の欄は、当直管理の入庁・退庁の記録と、時間外手当の出勤・退勤とを付け合わせた結果、勤務実態が確認できない時間分を記載しておりますが、この時間分が不正受給している時間分となります。

最後に、徴取内容及び調査結果の欄ですが、町側の質問に対して、本人からの回答及び回答に対しての調査結果を記載しております。

表の見方については以上となります。

それでは①～③の不正内容について説明いたします。

- ① 時間外開始時間の調整に伴う不正であります、表の欄外左の①になります。

日付は2024年9月12日木曜平日の17時15分の勤務終了後、当直管理の入庁記録が19時30分と記録されておりますが、時間外申請の出勤が18時00分と、勤務実態が確認できない時間として、18時～19時30分の90分あります。その理由について質問したところ、本人からの回答は、17時15分から一度帰宅するまで業務を行った。19時30分に入庁したが、17時15分から一度帰宅するまで業務した時間を時間外申請の開始時間で調整したものと回答しております。

回答に対して町の見解は、17時15分から一度帰宅する分まで行った分を時間外申請の開始時間で調整したということだが、調整時間に根拠が無く、また調整する旨を所属長に許可無く、無断で行っているもので正当性無し、と判断しました。

次に②の出勤・退勤時間の修正であります。

日付は2024年8月31日土曜の閉庁日になります。当直管理の入庁が13時15分で記録されておりますが、勤怠システムの出勤が12時18分となっており、当直管理の入庁記録と勤怠システムの出勤時間に57分間のズレがあったことから、パソコンログを調査したところ、勤怠システムの出勤時間を当初13時22分で登録されておりましたが、その後に出勤時間を12時18分に修正されていることを確認いたしました。

勤怠システムの出勤時間を13時22分から12時18分に修正した理由について質問したところ、本人からの回答は、12時18分に車庫側のドア付近で喫煙者がいてドアが開いていたため、そこから入庁した。その後、2階の書庫に書類を取りに車庫側のドアから出て、13時15分に職員玄関側のドアから入庁したため、その入庁が記録されたものと思われる。と回答しております。

回答に対して町の見解は、休日、職員玄関以外は施錠しており、職員玄関側についても、土日祝日の管理人不在時は内側玄関を施錠しているため、休日の入退庁記録がズレることは考えにくいこと。

また、ドアを開錠して喫煙する職員がいるが、調査の結果、喫煙する職員の出勤記録が無く、虚偽の説明を行っているものと判断しました。

最後に③の時間外勤務実態無しであります。

日付は2024年11月1日金曜平日になります。当直管理の入庁、退庁記録はありませんが、時間外勤務として18時00分から20時50分まで時間外手当を受給しております。パソコンログを確認したところ、退勤時間を17時42分に打刻、時間外申請を18時00分から20時50分に登録した後、退勤時間を17時42分から20時50分に未来に向けて修正し、17時47分にパソコンを閉じていることが判明しました。

勤務実態が確認できない時間として18時～20時50分までの170分ありますが、勤怠システムの退勤時間を17時42分から20時50分に修正した理由について質問したところ、本人からの回答は、紙で確認する業務でパソコンを閉じて行った。早く帰りたいだったので、帰る時間を決めて未来に向けて退勤時間を修正したものと回答しております。

回答に対して町の見解は、時間外申請の理由は令和7年予算編成業務で申請しているが、パソコンを閉じて行う業務として考えにくいこと。また、当直が席を外している間に退庁していた可能性もあるが、同様の案件が7月3日～11月1日まで9件もあり、信憑性に欠ける回答内容でありました。

4のその他ですが、先程説明した内容と重複いたしますが、休日等にドア付近で喫煙していたと徴取時に名前があがった数名の職員について、出勤状況及び聞き取り調査を行った結果、在勤の実態が無かったため、主任職員の回答は虚偽の説明を行っているものと町として判断し、調査結果等を基に令和7年3月19日に懲戒処分等審査会に諮問し、その結果を受け、令和7年3月28日に懲戒処分、減給10%2か月及び、返還を求めることといたしました。

5の再発防止策として、勤怠システムの出勤・退勤時間の修正について、全職員が修正できる仕様でありましたが、主任以下が修正できない仕様に変更し、訂正が必要な場合には、上司にその旨を説明した上で行うことといたしました。更に、時間外勤務は事前申請が原則であること。また、必ず所属長から同意を得て行うことを職員に改めて周知いたしました。今後も継続的に周知を図り、再発防止に努めてまいります。

令和5年度に八雲総合病院職員による不正受給がありながらも、短期間の中で同様の案件が発生してしまいました。町民の皆様の信頼を大きく損なう事態となりましたこと、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。以上で説明を終わります。

○議長（千葉 隆君） このことについて何か皆さんの方からございませんか。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員さん。

○議員（佐藤智子君） 今その該当職員はどうしてるんですか。不正に受給したものは、返金されたんですか。

○総務課主幹（山本貴志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（山本貴志君） 返金については、請求書についてはもう本人には渡し済みで返還期限を5月15日までということで設定してまして、まだ返還はされておられません。

ただ、懲戒処分の中で公平委員会に不服申し立てできる期間が3ヶ月となっております、3月28日に懲戒処分を行っているんですが、その期間不服申し立てできる期間があるんですけど、不服申し立て等もまだ本人からするという話、公平委員会の方からも来てませんので返還のしないという意思はない。返還すると思っております。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○議員（佐藤智子君） 今その人は普通に勤務してるんですか。

○総務課主幹（山本貴志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（山本貴志君） 通常通り業務を行っております。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員。

○議員（佐藤智子君） 返還してもらうのは当然ですけども。罰といたしますか。処分って言いますか。減給するとか、そういう処分内容っていうのはどうなってるんでしょう。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 懲戒処分を受けた結果、減給2ヶ月にしています。

○議員（佐藤智子君） そっか。はい。すみません。

○総務課主幹（山本貴志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（山本貴志君） 減給10%、2ヶ月の他に勤勉6月の勤勉手当50%減となって、さらに1月1日定期昇給があるんですけども昇給延伸ということで、本来4号俸上がるところが2号俸昇給となります。以上です。

○議長（千葉 隆君） いいですか。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議員（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○議員（倉地清子君） システムが結構複雑だなと思って私聞いてて、要は当直のところにはきちんと記載するものがあるって、なおかつ本人がパソコンで業務の申請をしている状況なんだなっていうのであってますよね。

結局この改善策として、出勤等のこと修正をできるっていうシステムもあるんだなっていうのが初めてわかったんだけど、修正できなくするのに主任以下の人はできなくするようになって言うけども、今回の方は主任職員だったから結局この方はまたできるっていうようなことなんですか。

○総務課主幹（山本貴志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（山本貴志君） 主任以下なので、主任もできない。係長以上がその修正できる権限がある。

○議員（倉地清子君） すいません。間違えました。

（何か言う声あり）

○議員（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地議員。

○議員（倉地清子君） もう1回聞きたいんですけど、修正をするっていうことって度々結構あるんですか。

○総務課主幹（山本貴志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（山本貴志君） 朝8時30分出勤なんですけどもパソコンを立ち上げて、勤怠システムを起動させて、出勤ボタンをする時間がありまして、8時30分間際に来る職員については、8時30分過ぎて打刻する形なので遅刻扱いになってしまう。

なので、実際には8時30分前に来てるんであれば、その時間に戻って修正をかけるっていう。主に修正するところはそこなので、一回一回所属長に修正お願いしますっていうそういう部分があるので、本人が修正できるような形にしていたと。

○議員（佐藤智子君） 自分でできちゃうんだ。

○総務課長（竹内友身君） 補足させていただいていいですか。

当初このシステムを入れるには出退勤を管理しなさいということで入れたんですけども、一般的にはおそらく出入口にタイムカードなり何かがあって、ガチャンとするのよう。今カードでやると思いますけども、そういう導入も考えたんですが、パソコンでやるっていうのが一番経費がかからなくて導入しやすいっていうことから、今回このシステムを入れたんですよ。

ただこういう状況が起きたもんですから、本当に今のパソコンで立ち上げる出退勤の管理がいいのかということもありますので、時間外とかそういった部分の管理はパソコンでやるんですけども、出退勤に関しては、例えば新庁舎今作るにあたって、職員の通用口はもう1ヶ所しかないよっていうふうにして、そこで打刻をさせるというような対策をとっていかないと難しいのかなというふうにご考えておりますので、その辺もちょっと検討したいと思います。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 他に。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員さん。

○議員（大久保健一君） 時間外は何となくそういう不正っていうか、あり得るのかなと思ったんだけど、休日出勤もそれやってたってことだよな。上司への申請だとか命令がなくて、休日出勤って常態化してるもんなんですか。

○総務課長（竹内友身君） はい。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 勤務にあたっては平日であっても休日であっても、事前命令っていうのは基本ですから、上司にこういうことで仕事がしたいんですけどっていうことで、上司から命令をもらってやるということが基本です。

ただ状況によって、すぐやんなきゃないとかそういった場合には上司がいない場合もありますんで、そこはやった後に例えば次の日とかでも、こういう訳で仕事をしましたっていう報告をして、上司が時間外を認めるっていうケースもあります。

だからそれが黙って仕事するから全部時間外付けるのかっていうのは、ほぼ稀です。

○議員（大久保健一君） 稀。

○総務課長（竹内友身君） 基本は今日こういう仕事をしますんで残りますということを上司に言いますんで。

○議長（千葉 隆君） 他に。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） なければ、39万9千円つって一括で返還するのが、若いからどうなるかわかんないけども、逆にお金の部分でシビアにしなきゃなんなかったから、こういうことした部分もあると思う。

39万9千円一括で払うっていうこと、可能な状況だっていうふうに理解していいんですか。

○総務課主幹（山本貴志君） その請求書返還を求めますということで、町からの通知とともに請求したんですけども、もちろん一括での返還ということで、5月15日を期限ということで本人に記載して本人からもなかなかちょっと返すの困難っていう話はしてたんですけども、無断で返還期日過ぎるのは一番良くないんで、もし返還がちょっと厳しいとか、そういう話があった場合には、事前に必ずこちらの方に話をしてくださいということでは、すぐに伝えてます。まだその話は来てないので、返還。

○議長（千葉 隆君） 結果的にね、不正受給したことは不正受給したこととして、実際一括納入できない場合については、ある程度幅を持って対応して欲しいなっていうことで。

はい。ありがとうございます。

○議員（佐藤智子君） はい。すいません。なぜこの人がこのようなことをやったのかっていう理由は聞いたんですか。

○総務課主幹（山本貴志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（山本貴志君） この不正受給に関しては本人は認めてはいないんです。

ただ調整した部分については認めてます。こちらの方の調査でそういう本人からの回答、虚偽の内容を懲戒処分、審査会にかけたっていうのが。

○議長（千葉 隆君） だから食い違ってるでしょ。説明の中で、言ってるけどもそれは事前の部分で調整しましたっていう表現だったのかな。

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) なければ、これで報告を終了させていただきます。

その他。事務局の方から。

○議会事務局長(野口義人君) その他あります。

○議長(千葉 隆君) 理事者の方、これで。ご苦労様でした。

○議会事務局長(野口義人君) 事務局から4点ほどご報告いたします。

まず一点目が、議員のなり手養成講座第2回目来週の木曜日ということになってますので。昨日、一度勉強会ということで、大久保委員長を含めた4名の議員の方が集まって勉強会を開いていただきました。それで、今後のスケジュールの確認なんですけど、来週木曜日総務経済常任委員会がございまして、終わり次第また、リハーサルのほうに取り掛かりたいという段取りでございまして。時間の許す議員さんがおりましたら、ちょっと顔を出していただいて様子を見守っていただきたいなと思っております。

それで、当日はまた午後5時半集合時間よろしいでしょうか。当日午後5時半、来週の木曜日集合ということで、改めてまた、総務経済常任委員会の終わりの際にもお話ししたいと思います。

2つ目は、議会報告会の関係でございまして。お手元に配布資料を配っております。

それで、変更点があった部分としましては、まずは、A班、B班の班編成はそのままなんですけど、ご承知のとおり、能登谷議員さんにつきましては、欠席ということでございまして、B班は6名体制で取り組んでいただきたいなということです。

あと、4番の意見交換会の内容でございまして。前回、常任委員会の全体会議の際にもお話ししましたが、議員のなり手講座が4月17日と来週の木曜日終わりますので、その結果と次回、6月19日への参加の部分を促したいなと思っております。

あと、7年度の予算全般ということで、議会だよりを今日配布する予定になっておりますので、それをネタにしながら、予算についての町政運営についてお話しできる部分を話を進める題材として考えております。

それで、裏面のほうにいつていただきたいと思っております。

裏面の、当日率の役割分担A班、B班ということで、前回、能登谷さんがB班の代表になっておりましたが、欠席するということで、安藤議員のほうに代表を務めていただきたいということです。

それで、はびあ八雲会場のほうで1日目、2日目。ただし、1日目はですね、商工会の総代会がございまして、参加者もちょっと限定される状況かなと思っております。一応、1日目、2日目合わせて、そういう役割分担で事務局のほうで調整させていただきました。

1日目は、あくまでも参加者は女性限定となっておりますけど、主催者のほうは、男女問わず参加していただきたいなと思っておりますので、そういう役割分担の中で取り組んでいただきたいと思っております。

○議員(大久保健一君) そうなの。

○議会事務局長(野口義人君) それで、7の当日のスケジュールでございまして。

まず、A班のほう、落部会場のほうでございまして。役場、ここ出発が12時20分。一応、公用車で出発しますので、自分の車で行く方は別として、昼食後集まっていたら、公用車のほうで誘導します。

それで、B班のほうでございます。B班のほうは、11時15分、役場ここ出発で私が公用車を運転して行きます。B班については、お昼熊石に着いてからひらたない荘のほうで、議員会の予算のほうから、エビフライカレーを用意したいと思っております。

○議員（牧野 仁君） 決まってんの。

○議会事務局長（野口義人君） はい。去年の関連ということで。コーヒー付でございます。

それで、4時半から次の会場の準備ということなので。

○議員（安藤辰行君） A班お昼出ないの。

○議会事務局長（野口義人君） はい。A班、お昼は各自ということになってます。4時半に改めてまた移動後、夕食ということになっています。

ただし、先ほど言いました。商工会の総大会出席者は、懇親会付きということになっていますので、弁当の用意はしないでもいいのかなと思っておりますので、一応、一日目の夜の部に出れる方だけ弁当は後で確認を取って用意したいなと思っております。

それで、2日目についてはすみません。すべて夕食手配なしでございますので、食べてきていただいても結構ですし、終わってから食べる方、結構でございますので、そこは一切手配なしということで、ご了承願いたいと思います。

あと、ペットボトルにつきましては、議長交際費のほうで用意しておりますので、それは会場でお配りしたいなと思っております。

以上で、議会報告会のほうの説明を終わりたいと思います。

3つ目がですね、委員長の単独研修の関係でございます。7月の8日、9日、札幌のコンベンションセンターで、全道の議員研修会でございます。例年通り、1泊した次の日単独研修ということで議員会のほうで視察候補地を組み立てている状況でございますので。7月8日火曜日と7月9日水曜日。

○議員（大久保健一君） 8、9。

○議会事務局長（野口義人君） 1泊2日の日程でございます。2日目の視察候補地につきましては、今、議会のほうで場所の選定を行っておりますので、また次回ご報告したいなということで、考えております。

（何か言う声あり）

○議会事務局長（野口義人君） あとで、LINEのほうで7月の8日、9日の出席状況のほうは事前に確認をとって、ホテル等々をはやめに手配したいなと思っております。

あと、最後の4番目でございます。6月定例会の開会日等の日程でございます。6月4日の水曜日から6日の金曜日までの一応3日間の予定で、このあと議運のほうにお諮りしたいなと思っております。

一般質問の通告につきましては、今月26日月曜日の通告日となっております。この日、議長は、公務等々で不在ということでございますので、当日は、黒島副議長通告の受付の対応する予定になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、議会側からの報告でございます。

○議長（千葉 隆君） 今、議会報告会、なり手養成講座、それから議員研修等々について、皆さん何かありましたら。

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員。

○議員（大久保健一君） なり手講座の担当委員会からの連絡っていうか、ご相談っていうか。

今考えているのが、第2回目は選挙についてということで、なり手講座で講習をやろうと思ってるんですけど、その教材として、私のもとにあったデータが前々回の選挙の時の皆さんの選挙ポスターを具体例として示そうかなと思ってるんですけど、都合の悪い方いらっしゃれば。

また、逆に前回から議員になられた方は、私のポスターぜひ使ってくれとかありましたら、私のほうまで言っていただきたいと思います。それが一点と。

もう一点、選管の方に連絡して、実際発行されなかった幻の選挙公報。あれも教材として、具体例として示したいと思っておりますけれども、それも私の分さないでくれとかっていうことがもしありましたら、私のほうに言っていただきたいと思います。

ちょっと選挙法の絡みで、実際YouTubeに移らないかたちで机上配布して、また講習が終わったら回収させていただくというかたちにはなりますので。今、そういうことを考えていますので、もしそういう方いらっしゃいましたら、連絡しておいてください。お願いします。

○議長（千葉 隆君） いずれにしても、担当でない方もできるだけ出席していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。他に。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤議員さん。

○議員（佐藤智子君） ちょっと今、隣とも話になったんですが、8番のその他お茶、ペットボトルの配布、議長交際費というのはかっこ付けでありますけれども、上のほうは議員会で弁当代が出るんですが、このお茶は議長交際費の中というのは問題ないんですか。

○議会事務局長（野口義人君） はい。

○議長（千葉 隆君） 事務局。

○議会事務局長（野口義人君） 慣例っていう言葉で対応しました。去年も議会報告会のペットボトル代等につきましては、交際費のほうで発注していますので。それに倣って出しておりますので、問題はないという解釈でございます。

○議員（佐藤智子君） そうですか。

○議会事務局長（野口義人君） それで、上のほうの議員会のほうは、あくまでも議員さんのほうの活動の部分ということで、それは交際費以外の活動の部分になりますので。

○議長（千葉 隆君） 基本は、来ていただいた人に対する茶菓子代ということで。今後、来たときには茶菓子っていうのは。例えば、他の視察で来たときも、他の町のほうから来た議員さんにも、（聞き取り不能）茶菓子は用意しています。

ただ、議員さんの弁当は自分でということで、という報告で。

（何か言う声あり）

○議会事務局長（野口義人君） すいません。議員会のお話ですね。この間、斎藤会長にもお話しましたが、6年度2回ほど道外研修を行っている部分とか、去年6年度からコロナも明けて、当たり前に事業展開を行ってきたつけもございまして、相当数残高が減っている状況でございますので、今ちょっと議員会の会長さんのほうには、ちょっと事務局としてお願い、相談したい部分もございまして、後々また皆さんのほうにご理解をいただけるようなお話を持っていきたいと思っておりますので。

○議員（赤井睦美君） 会費の値上げ。

○議員（斎藤 實君） 今後ほど、副会長さんとも相談しなきゃないなと思うんですけども、4月18日付けで8万4千円の残金があるんですよ。何百円か端はあるんですけどね。

ただ、これから5月の21日になりますかね。互助会の負担金があるんですよ。これは4万7千何百円か。それと、6月に議会人。皆さんに配っているやつ。あれが16万ぐらいかかるんですよ。

○議員（大久保健一君） あれ、いらないわ。

○議員（斎藤 實君） それで、議員会のほうの弁当代も考えているんで、議会報告会のね。それを考えると、急にたくさん皆さんからお金を集めるといふわけにはいきませんので、じえんこを持っているどこかの会からですね。一時的に議員会のほうに。

○議長（千葉 隆君） 貸し借り。

○議員（斎藤 實君） そういふような考え方も、実は持っているんですよ。そうしないと乗り切っていけない事情なもんですから。

○議員（大久保健一君） ずいぶん議員会貧乏だね。

○議員（斎藤 實君） それで、そういう格好で、ざっくばらんに言うと、一番じえんこ持ってる林活。

○議員（安藤辰行君） 林活でなく、森林組合でないのか。

○議員（斎藤 實君） 一時的に借入れしながら。まあ、どっちみち10月というより8月頃になると、会費を集めるところと集めなくてもいいよというところも、今年、改選期ですからね。

例年のことを考えますと、そういうような状況にもなっていくんで、そのようにいろいろ考えておきまして、今、副会長とも十分相談しながらですね、その辺のところもご了承願いたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

○議員（赤井睦美君） 代表がいいって言ってるから。

○議員（斎藤 實君） 借入れしないと、できないもんですから。北洋銀行にも行こうかなと思います。皆さん見たら、林活さんが結構お金持ちなんで一時的にそういうようなことも考えておりますんで。

○議員（牧野 仁君） 貸すって。

○議員（斎藤 實君） 一応、報告だけしておきます。

○議長（千葉 隆君） ということで、懐事情も含めて、適宜摘出やっていきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

他に。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） なければこれで。

○議員（大久保健一君） 22日報告会が終わったら、直来とかやるんですか。

○議員（安藤辰行君） 予算ないっていうから。

○議長（千葉 隆君） 議員会のほうはないと思う。

○議員（斎藤 實君） だけど、去年やったんだよ。ちがう

○議員（大久保健一君） なんか、やった時もありますよね。

○議員（牧野 仁君） やったり、やらなかったりしてる。

○議員（安藤辰行君） やるならじえんこ集めなきやない。

○議員（大久保建一君） いやいや、べつに集めるのはいいけどさ。

○議長（千葉 隆君） まあ、会費制で。代表者同士でその辺やるかやらないか決めて、軽くやるかも含めて、代表者で調整してください。お願いします。

ほかに。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） なければ、これで終わらせていただき思います。どうもご苦労様でした。

[閉会 午前 11時20分]